

○木津川市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

令和2年4月30日告示第76号

木津川市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 特殊標章の交付等（第5条—第9条）
- 第3章 身分証明書の交付等（第10条—第13条）
- 第4章 保管及び返納（第14条・第15条）
- 第5章 濫用の禁止等（第16条・第17条）
- 第6章 雜則（第18条・第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日付け閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、市の武力攻撃事態等（国民保護法第2条第1項に規定する武力攻撃事態等をいう。以下同じ。）における特殊標章等の交付に関する基準、手続その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この告示において「特殊標章等」とは、国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章及び身分証明書をいい、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この告示において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
(交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳（別記様式第1号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式第2号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において第2条第1項で規定する腕章及び帽章又はそのいずれか（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき腕章等を交付する場合において、必要に応じ国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時における国民保護措置についての訓練を実施する場合において、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき腕章等を貸与する場合において、必要に応じ場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合は、特殊標章再交付申請書（別記様式第3号）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式第4号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雜則

(雑則)

第18条 この告示に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに定めるところによる。

第19条 市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、特殊標章等交付担当課が行うものとする。

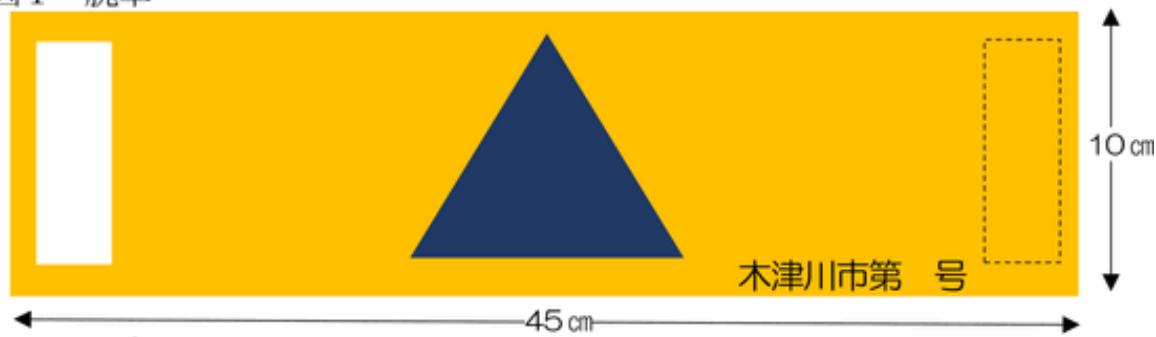
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

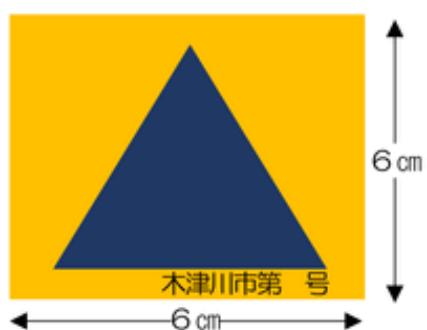
別表（第2条関係）

区分	表示		
	位置	寸法・材質	形状
腕章	左腕に表示	付図1 ビニール	1 地色はオレンジ色 地に、青色の正三角 形とする。 2 三角形の一の角が 垂直に上を向いてい る。 3 三角形のいずれの 角もオレンジ色の色 地の縁に接しない。 ※一連の登録番号を表 面右下隅に付する。
帽章	帽子（ヘルメットを含 む。）の前部中央に表 示	付図2 ステッカ ー又はワッペン若 しくは塗色	
旗	施設の平面に展張、掲 揚若しくは表示又は船 舶に掲揚若しくは表示	付図3 プリント 又は塗色	
車両 章	車両の両側面及び後面 に表示	付図4 マグネット 又は塗色（大）	
	航空機の両側面及び下 面に表示	付図5 ステッカ ー又は塗色（小）	

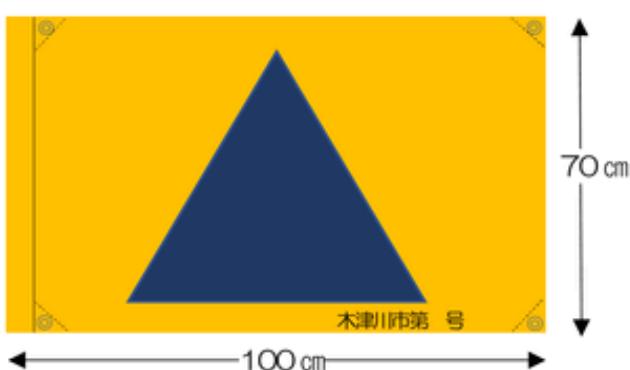
付図1 腕章



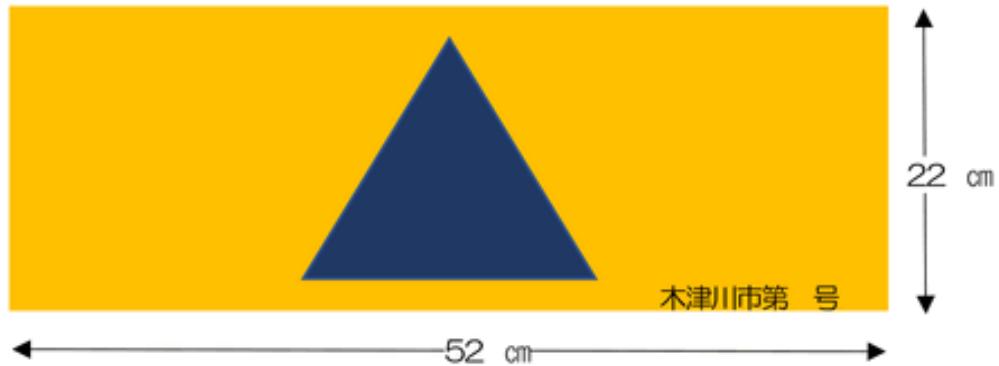
付図2 帽章



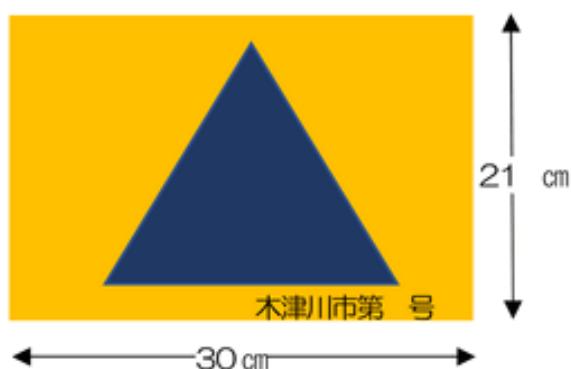
付図3 旗



付図4 車両章 (大)



付図5 車両章 (小)



※ 上記寸法は、基準とし対象物の状況に応じ、適当な大きさとすることができます。

別図（第2条関係）
身分証明書

表面

 <p>木津川市長 The Mayor of Kizugawa City 身分証明書 IDENTITY CARD</p>	
<p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名／Name.....</p> <p>生年月日／Date of birth.....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by The Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating To the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
<p>交付等の年月日／Date of issue.....</p> <p>証明書番号／No. of card.....</p> <p>許可権者の署名／Signature of issuing authority.....</p>	
<p>有効期間の満了日／Date of expiry.....</p>	

裏面

身長／Height	目の色／Eyes	頭髪の色／Hair
<p>他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information :</p> <p>血液型／Blood type.....</p>		
<p>所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER</p>		
印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder	

備考

- 1 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）であること。
- 2 できる限り耐久性のものであること。
- 3 所持者がいかなる資格においてジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、木津川市職員等と記載することとする。
- 4 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
- 5 市長の公印が押され、及び市長の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
- 6 身分証明書の交付の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職期間等を考慮して、市長が決定することとする。
- 7 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ABO式及びRH式）が記載されていること。

別記様式第1号（第4条関係）

特殊標章等の交付／使用許可をした者に関する台帳

別記様式第2号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

木津川市長 宛て

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) (ローマ字)	生年月日 (西暦) 年 月 日		
申請者の連絡先			
住 所：〒 ----- -----	<p>写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又 は使用許可の場合のみ)</p>		
電話番号：-----			
E-mail：-----			
識別のための情報 (身分証明書の交付の場合のみ記載)			
身 長： cm	目の色：		
頭髪の色：	血液型： (Rh 因子)		
腕章： 枚		帽章： 枚	
旗：	枚	(使用施設名等： 所在地)	
車両章：	枚	(車種： 車両番号))
(許可権者使用欄)			
資 格：			
証明書番号：	交付の年月日		
有効期間の満了日：			
返 納 日：			

年 月 日

木津川市長 宛て

申 請 者

住 所 (電話)
氏 名 (印)
E-mail

1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号

2 紛失（破損等）年月日

3 紛失の状況（破損等の理由）

4 その他の必要な事項

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

※印の欄は、記入しないこと。

年 月 日

木津川市長 宛て

申 請 者

住 所 (電話)

氏 名 (印)

E-mail

1 旧身分証明書番号

2 理 由

3 その他

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 2 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 3 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。